

### 3. 交通調査基本区間の定義

交通調査基本区間は、枝路線を以下のいずれかに該当する箇所で分割して設定したものである。

- ① 他の枝路線が接続する箇所（幹線道路同士の交差点、IC等）
- ② 大規模施設のアクセス点
- ③ 管理区分が異なる箇所
- ④ 自動車専用道路に指定されている区間の起終点
- ⑤ 市区町村境と交差する箇所

[解説]

- ①は、幹線道路網のリンク構成に基づいて区間を捉える概念であり、一定の交通量、旅行速度等の交通状況を捉えるのに適した最小単位である。
  - ②は、交通量等の著しい変化が見込まれる2区間を別々に扱うこととしたものである。
  - ③は、管理区分別の集計分析がしばしば行われることに配慮したものである。
  - ④は、自動車専用道路（道路法により指定されている路線又は区間とする。）とそれ以外では交通特性が大きく異なること、自動車専用道路のみの集計分析がしばしば行われることに配慮したものである。
  - ⑤は、市区町村別の集計分析がしばしば行われることに配慮したものである。
- ①～⑤の分割方法については、図1-3の①～⑤を参照されたい。

#### (1) 交通調査基本区間の分割点

##### ①他の枝路線（同一路線の他の枝路線を含む）が接続する箇所

ある枝路線と他の枝路線が接続する箇所では、幹線道路網を抽象化して「接続点」を設定する。幹線道路網の抽象化による接続点の具体的設定方法については、「別添1-1 幹線道路網の抽象化による接続点の設定方法」を参照されたい。

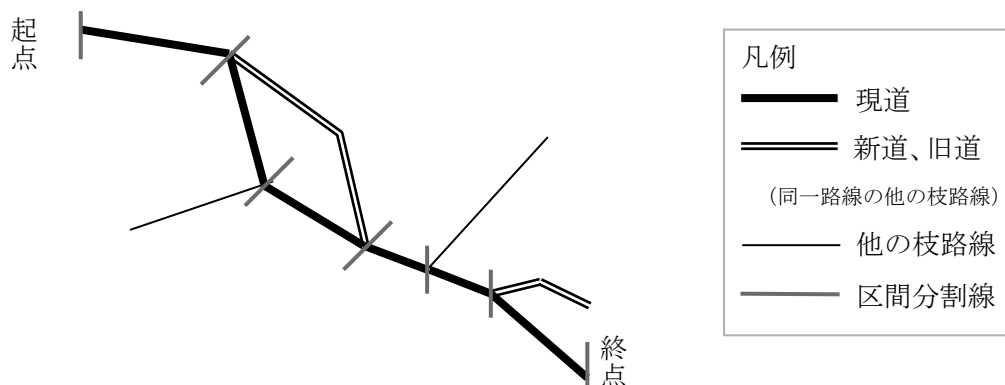
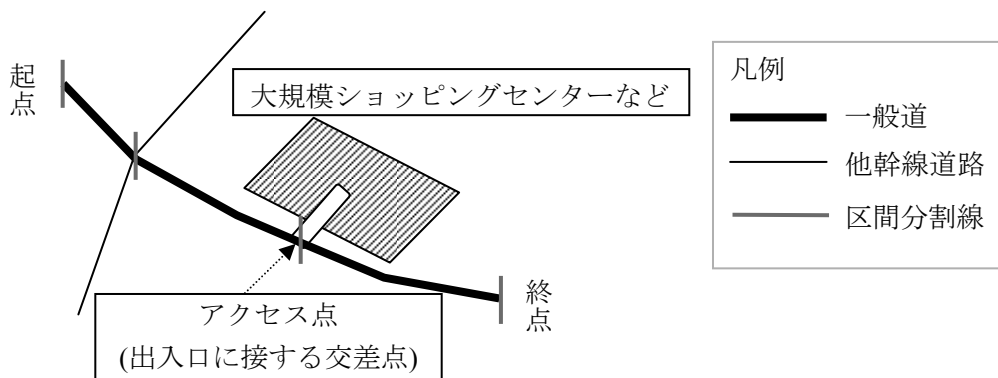
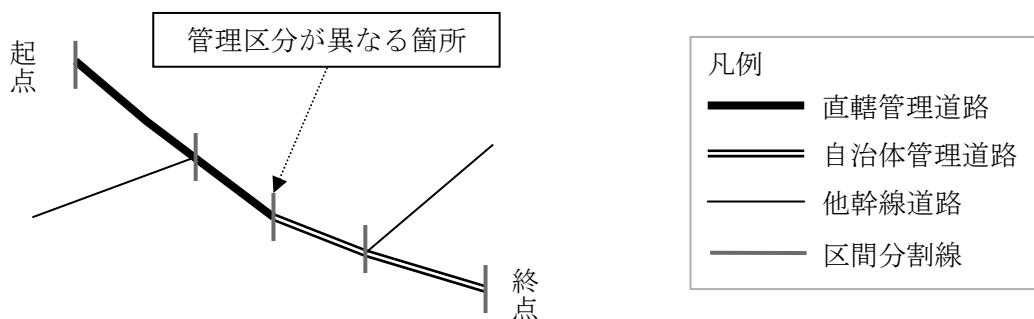


図1-3(1) 交通調査基本区間の分割点

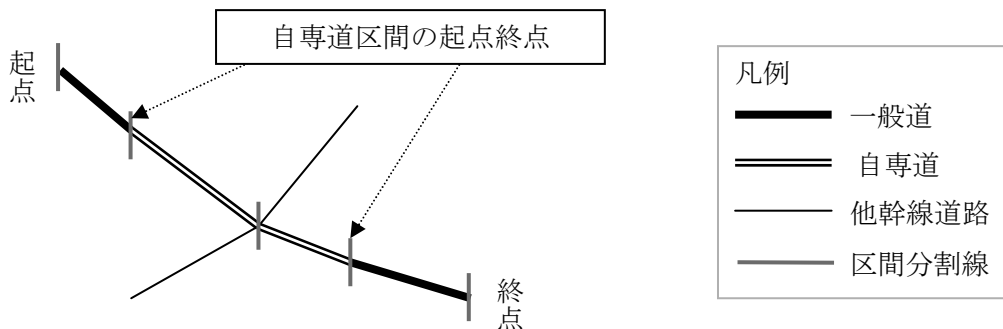
②大規模施設のアクセス点



③管理区分が異なる箇所



④自動車専用道路に指定されている区間の起点終点



⑤市区町村境（東京特別区及び指定市の行政区境を含む）と交差する箇所

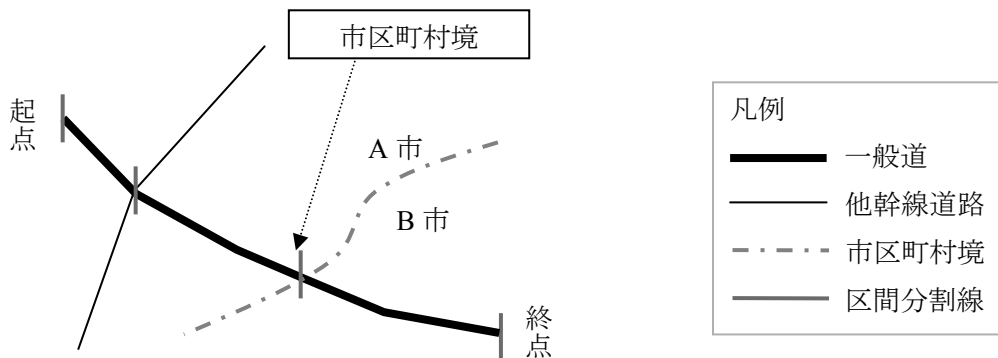
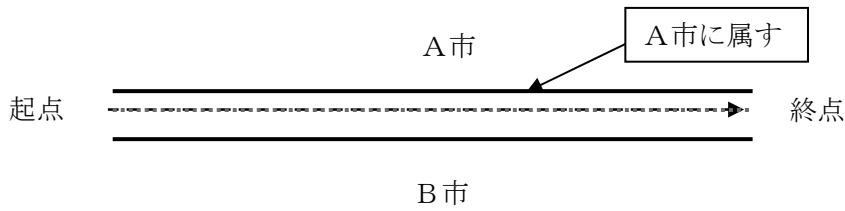


図 1 - 3 ( 2 ) 交通調査基本区間の分割点

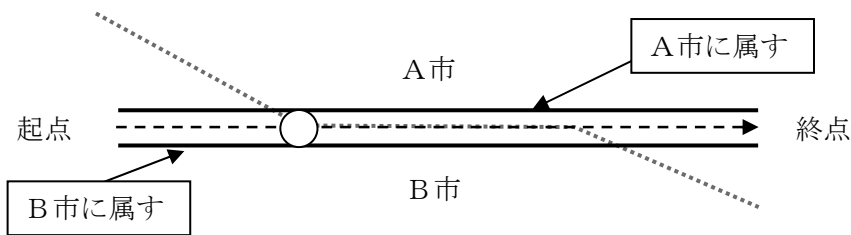
(2) 市区町村境に沿って道路が設けられている場合の分割点の扱い

市区町村境に沿って道路が設けられている場合は、道路施設現況調査の処理方法に従い、起点から終点に向かって左側の区域（市区町村）に道路が属するものとする。その上で、図1-4の2）、3）に示すように道路が属する区域が変更される場合に、⑤市区町村境と交差する箇所としての分割点を設定する。

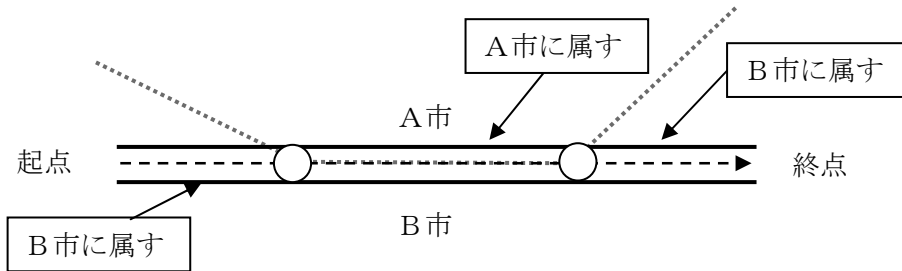
1) 市区町村境に沿って起点から終点まで道路が設けられている場合



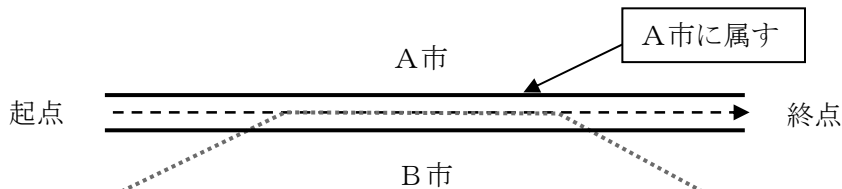
2) 起点から終点に向かって左側の区域から入って右側の区域に抜ける場合



3) 起点から終点に向かって左側の区域から入って左側の区域に抜ける場合



4) 起点から終点に向かって右側の区域から入って右側の区域に抜ける場合



凡例	.....	市区町村境	——	道路	- - -	道路中心線	○	区間分割点
----	-------	-------	----	----	-------	-------	---	-------

図1-4 市区町村境に沿って道路が設けられている場合の分割点の扱い

### (3) 線形改良に伴い発生する小区間における分割点の扱い

線形改良に伴い発生した小区間を、現道とは別の同一路線の旧道として交通調査基本区間を設定する場合、**図 1-3 ①**に従えば旧道と現道が接続する都度、現道を分割することになる。しかし、その方法では現道が過度に分割され、調査の効率及び調査結果の利用ニーズとの整合性を損なうことになるおそれがあり、これを防止するため、旧道の道路網上の機能に応じ、現道の分割を省略し、また旧道については路線毎に集約して整理できることとする。

現道の分割を省略してよいかどうかは、下記のとおりとする (**図 1-5** 参照)。

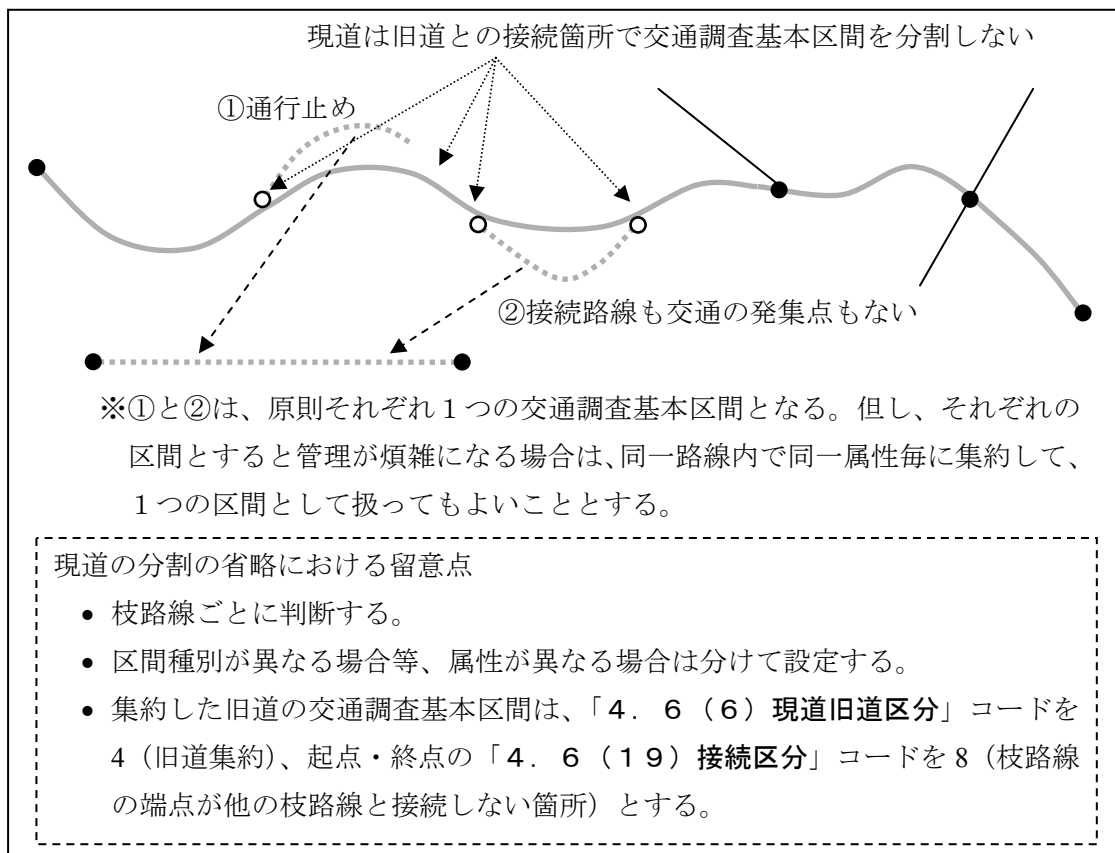
#### A. 現道の分割を省略してよいケース

- ①旧道で自動車が通行できない、又は通行止めの場合
- ②僅かな沿道アクセス交通しかない場合
- ③他の路線との接続及び大規模な交通の発生・集中点(以下「発集点」という。)がなく、側道と同様の扱いとなり、交通量配分上必要のない分割点となる場合

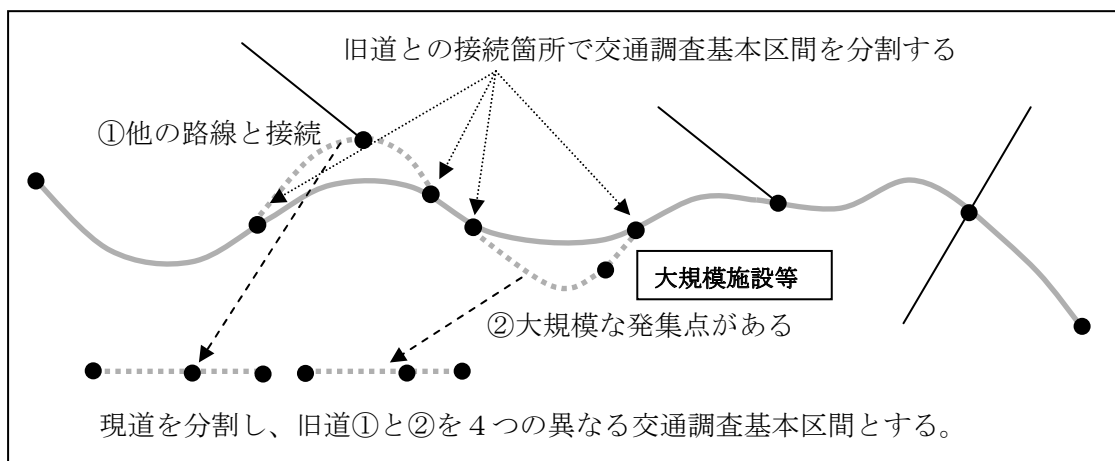
#### B. 現道の分割を省略してはいけないケース

- ①現道と他の路線が直接接続せず、旧道を介してのみ接続している場合
- ②旧道沿いに大規模な交通の発集点があり、交通量配分上、旧道が無視し得ない場合
- ③旧道の道路種別、路線番号又は管理区分が並行現道と異なる場合(予定を含む)

(A) 現道の分割を省略してよいケースの区間設定の方法



(B) 現道の分割を省略してはいけないケースの区間設定の方法



凡例	—— 現道	..... 旧道	—— その他の路線
	● 区間分割点	○ 区間を分割しない接続点	

図 1-5 線形改良に伴い発生する小区間における分割点の扱い